

発注情報詳細

1 契約番号	5 0 8 1 0 0 1 2 1 6
2 件名	扇島地区道路予定地等基盤整備工事
3 履行場所	川崎市川崎区扇島地内他
4 履行期間 /履行日数	契約の日から令和9年3月31日まで
5 工事概要	工事設計書による。
6 一般競争入札 参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」種目「その他のとび」で登録されていること。 (6) 令和7・8年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が30点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) とび・土工工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負代金が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「とび・土工」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（「11 注意事項」において、別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負代金が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。 また、本工事の請負代金が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、建設業法第26条第3項ただし書及び同項第2号により専任義務を緩和する場合の監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。

	情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円未満（建築一式工事については2億円未満）の工事については2現場までの兼務を可とします。 詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。
7 入札参加申込を行う時に必要な書類	(1) 電子入札システムによる申込を行う場合 添付書類不要 (2) 紙により入札参加申込を行う場合 ア 一般競争入札参加申込書 イ 建設業退職金共済制度加入が確認できる書類 6 (3) アに該当する場合は、「不要」 6 (3) イに該当する場合は、「有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書の写し」 6 (3) ウに該当する場合は、「建設業退職金共済加入履行証明書」 (※過去3か月以内に証明を受けたものに限る。)
8 設計図書類	設計図書類の取得 <u>本工事は、設計図書の電子化実施対象案件です。設計図書については、「入札情報かわさき」の入札公表（財政局）からダウンロードできます。</u>
9 落札候補者が提出する書類	(1) 配置予定技術者届（第1号様式その1） (2) 配置予定技術者の資格を確認できる書類 (3) 配置予定技術者の雇用関係を確認できる書類 (4) 下請契約に関する誓約書（第3号様式） (5) 類似工事施工等実績確認（申請）書 (6) 配置予定技術者届（監理技術者補佐用）（第1号様式その3） (7) 人員の配置を示す計画書 ※ 各種様式は、「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の財政局「入札参加手続関係」からダウンロードしてください。 ※ (1)～(4)、(6)～(7)は、13 契約事務担当に記載のメールアドレス宛てに送付してください。 ※ (4)～(7)は、必要な場合のみ提出してください。 ※ 技術者の専任が必要な案件について本市で営業所の専任技術者情報が確認できない場合は、「営業所における専任技術者証明書」の提出を求める場合があります。 ※ 契約事務担当において、本工事に係る建設業許可又は経営事項審査結果が確認できない場合は、本工事に係る建設業の許可を受けていることを確認できる書類や有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書の写し（直近のものに限る。）の提出を求める場合があります。
10 契約手続等	次により契約を締結します。 (1) 契約書の作成 要 (2) 契約保証金 入札公表詳細を参照のこと。 (3) 前払金 入札公表詳細を参照のこと。 中間前払金の適用については、「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の財政局「契約関係規定」の中の「川崎市公共工事の前払金に関する規則」、「川崎市公共工事中間前払金取扱要綱」を御覧ください。
11 注意事項	<u>「川崎市入札契約に関する共通事項」及び「川崎市競争入札参加者心得」も併せて御確認ください。</u>

12 工事担当課 （積算内容の閲覧場所及び疑義申立て先）	建設緑政局道路河川整備部南部都市基盤整備事務所（川崎市中原区下小田中2丁目9番1号） 電話：044（755）2277 メールアドレス：53nanki@city.kawasaki.jp
13 契約事務担当	財政局資産管理部契約課 窓 口：川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎16階 郵便宛先：〒210－8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話：044（200）2099（土木契約係） FAX：044（200）9901 メールアドレス：23keiyak@city.kawasaki.jp